解散公告

当社は、令和七年八月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十三日

徳島県鳴門市撫養町林崎字北殿町一三九番地の二

有限会社ツジ鉄工

清算人　辻　光

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十三日

愛媛県今治市旭町二丁目二番地五

株式会社コスモオサム

代表清算人　阿部　真

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十三日

福岡県小郡市美鈴が丘五丁目一六番地一七

株式会社ＲｅＷＯＲＫＳ

代表清算人　河口真由美

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十三日

長崎市栄町四番一三号

三和化工薬品株式会社

代表清算人　百武　博道

解散公告

当社は、令和七年九月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十三日

熊本市東区戸島五丁目一五番二一号

有限会社エコーリリーフ

清算人　水上　益子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十三日

鹿児島市中央町一九番地四〇ザ・パークハウス鹿児島中央タワー一八〇二号

株式会社ＧＲＩ

代表清算人　指宿有理子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の書面による同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十三日

沖縄県名護市字為又八四一番地一

株式会社ＫＪコーポレーション

代表清算人　金城　安信

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年九月二十二日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十三日

北海道帯広市西六条南十五丁目二〇番地

医療法人社団福井皮膚科医院

清算人　福井　景子

解散公告

当社は、令和七年九月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十三日

福島県郡山市田村町東山一丁目一番地一〇四

株式会社キング産業

（お申出先　福島県郡山市堤下町一二番三号ヴェルトピア五〇九　平石法律事務所気付）

清算人　弁護士　平石　典生

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年九月四日福島地方裁判所会津若松支部の解散命令の確定により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十三日

福島県会津若松市七日町八七番地

神習教神誠講社

清算人　弁護士　川瀬　裕之

連絡先　福島県会津若松市大町一丁目九番二七号佐藤ビル二階

弁護士法人れいわ総合法律事務所

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年十月七日大阪府知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十三日

大阪府大阪市西区西本町一丁目一三番四七号

交野市星田駅北土地区画整理組合

代表清算人　和久田泰弘

解散公告（第三回）

当土地改良区は、令和七年三月二十八日開催の総代会の決議により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十三日

石川県鳳珠郡能登町字松波一三字七五番地

清算法人内浦土地改良区

清算人代表　山元　淳二